

## 会 議 録

会議名 (審議会等名)	第5回清掃関連施設整備基本計画検討会議		
事務局 (担当課)	小金井市環境部ごみ対策課		
開催日時	平成29年6月7日(水) 午後6時から午後8時まで		
開催場所	小金井市役所第二庁舎8階801会議室		
出席者	委員	<出席者：8名> 四阿会長・岡山副会長・三島委員・石倉委員・佐野委員・三橋委員・吉田委員・柿崎委員 <欠席者：0名> ※二枚橋焼却場跡地周辺自治会等協議会は欠席の扱いとする	
	事務局	小野ごみ対策課長・藤田ごみ処理施設担当課長・石阪中間処理場担当課長・富田・信岡・佐藤・山下	
傍聴者の可否	可	傍聴者数	4人
会議次第	0 開 会 1 会長の選出等 2 報告事項 報告1 第4回検討会議について 報告2 第5回協議会の報告 報告3 勉強会の報告 3 協議事項 議題1 第4回検討会議でのご意見等の整理 議題2 施設整備運営方法(事業方式)の検討 議題3 概算事業費の算出の検討 議題4 施設整備スケジュールの検討 4 その他 ① 第4回検討会議要点録の確認について ② 次回開催候補日 7月10日(月)		
会議結果	別紙審議経過のとおり		
提出資料	別添のとおり		
その他	次回開催予定 平成29年7月10日(月) 市役所第二庁舎8階801会議室		

## 開 会

○小野ごみ対策課長 開会に先立ちまして、本日の議事進行につきまして、少し私のほうから説明をさせていただきます。

前回の第4回の検討会議後に、大江会長から一身上の都合で検討会議の会長、また委員を辞任させていただきたいとのご連絡をいただきました。市といたしましては、計画策定までの継続をお願いいたしましたが、大江会長の意向が非常に強く、委員の交代となっております。大江会長が小金井市廃棄物減量等推進審議会からの代表選出の位置づけでございましたので、先月5月24日に開催されました減量審におきまして、後任の委員選出について議題として協議をいただきまして、本日出席いただいている岡山朋子減量審副会長に検討会議委員を務めていただくことで、減量審として了解を得ている状況でございます。

本日は会長が不在となっておりますので、冒頭は副会長に進行いただき、会長の選出等を経て、議題に進んでいただきたいと考えてございますので、よろしく願います。

それでは、副会長よろしく願います。

○四阿副会長 ということで、突然なのですけれども、大江会長が辞任をされたということで、会長選出というのを今日冒頭にやらなければいけないのですが、その間、私が進行をさせていただきます。

それでは、これより第5回となります小金井市清掃関連施設整備基本計画検討会議を開催いたします。

### 委員の出席状況・資料確認

○四阿副会長 既に第5回目ということで、昨年12月から始まって5回目、今年に入りまして4回目ということで、全体が8回を予定しているので、もう後半に入ったということになります。ということで、まず、新しい委員が入られましたので、新しい委員の紹介も含めまして、委員の出席状況、それから資料の確認を事務局より願います。

○小野ごみ対策課長 それでは、前回の検討会議後に、大江会長から一身上の

都合で検討会議の会長、委員を辞任させていただきたいとのご連絡をいただきまして、市としては計画策定までの継続をお願いいたしてまいりましたが、大江会長の意向が強く、委員の交代となっております。

大江会長が小金井市廃棄物減量等推進審議会からの代表選出の位置づけでございましたので、去る5月24日に開催されました減量等推進審議会におきまして、後任の委員の選出について議題として協議いただきました。

新たに検討会議委員に選出された岡山朋子委員でございます。市の減量等推進審議会の副会長でございまして、また国の廃棄物関係の審議会にも委員として参加されるなど、活躍をされていらっしゃいます。

それでは、岡山委員から一言、挨拶をお願いいたします。

○**岡山委員** 初めまして。岡山朋子と申します。東京の豊島区の巣鴨にあります大正大学の人間環境学科というところの准教授をしております。専門は、廃棄物管理でドンピシャリではあるのですが、ちょっとだけ自己紹介をさせていただきますと、私、東京都に越してきたのがちょうど5年目です。その前は名古屋市におりました。名古屋大学におったのですが、名古屋市も1999年にごみ非常事態に陥っています。市民220万人でそれは大変な苦勞をいたしました。その経験を持って、そのときの名古屋市で行ったごみ減量の取り組みが私の最後の博士研究になっています。

どうぞよろしくをお願いいたします。

○**小野ごみ対策課長** ありがとうございます。

それでは、本日の委員の出席状況でございますが、皆様出席をさせていただきます。

また、二枚橋焼却場跡地周辺の関係団体の代表者につきましては、この間開催された協議会で委員選出に至ってございませんので、本日は欠席と扱わせていただきます。

次回、二枚橋焼却場跡地周辺自治会等協議会が6月24日に開催予定でございますので、引き続き検討会議の委員を選出いただきたい旨、お願いをする予定でございます。

続きまして、本日の資料について説明をさせていただきます。

委員の皆様には事前配付資料といたしまして、「本日の次第」を含め、資料を

送付させていただいてございます。ご確認くださいませようお願いいたします。

それでは、最初に「次第」でございます。

検5-1として「第4回検討会議について」、検5-2として「第5回協議会の報告」、検5-3として「勉強会の報告」、検5-4として「第4回検討会議でのご意見等の整理」、検5-5として「施設整備運営方法（事業方式）の検討」でございます。申しわけございませんが、こちらについては、机上に差し替えのページを配付させていただいております。差し替えのほうをよろしくお願いいたします。

続きまして、また本日机上の配付をさせていただきました、検5-6「概算事業費の算出の検討」でございます。こちらも事前に送付がございませんで、本日机上配付となりましたことをおわび申し上げます。

続きまして、検5-7として「施設整備スケジュールの検討」でございます。

それと、清掃関連施設整備基本計画の中間報告といたしまして、こちらの1冊の簿冊になっているものをお配りさせていただいております。

続きまして、参考資料です。「委員名簿」がまず1枚ございます。続きまして、「第4回検討会議会議録（案）」、「第4回二枚橋焼却場跡地周辺自治会等協議会要点録（案）」、「第4回（その2）二枚橋焼却場跡地周辺自治会等協議会要点録（案）」、「中間処理場運営協議会（平成29年3月24日開催）要点録（案）」でございます。

なお、両協議会の要点録（案）につきましては、まだ公開前の資料でございますので、お取り扱いをご配慮いただければと考えてございます。

以上、不足等ございましたら、挙手をいただければ事務局から配付をさせていただきます。

○四阿副会長 よろしいでしょうか。資料は大丈夫でしょうか。

## 1. 会長選出等

○四阿副会長 早速ですけれども、議事に移らせていただきます。

先ほど事務局から説明がありましたように、大江会長が辞任されるということで、新たに会長を選出する必要がございます。「小金井市清掃関連施設整備

基本計画検討会議設置要綱」の第4条により、会長を学識経験者から互選いただくことになっています。

ということで、事務局のほうから何か案内ありますでしょうか。

○小野ごみ対策課長 それでは、事務局から互選の方法について説明をさせていただきますたいと思います。

第1回検討会議では、委員からの指名推選をいただいておりますので、今回もどなたかご推薦をいただければと考えてございます。以上です。

○四阿副会長 いかがですか。

○佐野委員 ちょっとその前に聞きたい。この要綱の中で、会長が不在になった場合には、どういうふうな扱いになっていたのですか、もともとは。

○小野ごみ対策課長 副会長が代理をするのだと。事故があるときは、副会長が代理です。

○佐野委員 今回は事故ですか。

○小野ごみ対策課長 私ども検討をさせていただきました。まだ残りが半分ぐらい残っているという状況の中で、最終的に第1回目の検討会議のときにお話しさせていただいていると思いますが、検討会議として意見書をいただく形になってございますので、会長不在でよろしいかどうかというところを私どもも悩みまして、副会長とも相談させていただきました結果、今回副会長に代理をいただくという形ではなくて、新たに会長を選出していただいたほうがいだろうという結論に至ったところでございます。

○佐野委員 私は原理主義者なので、最初につくった要綱があればそれにのっとるのが本来の運営の方法ではないかと思うのですけれども、それではだめだというわけですね。

○小野ごみ対策課長 要綱の中では、事故があったときまたは欠けたときは副会長が代理をするという形になっているので、副会長がその代理をこのまま続けていただいても構わないかとも考えました。ただ、残りの回数がまだ多いということと、副会長がこのまま代理をしていただくときに、副会長に事故があったときに、それをさらに代理をしていただく方がいらっしやらないということはちょっと問題があるかなというところがございましたので、申しわけございません、要綱の中で新たに会長を選出するという部分の要綱が入っていません

んが、副会長にこのまま代理を続けていただくよりも、会長を改めて選んでいただいたほうが良いという結論でございます。要綱から特に逸脱をしているものではないとは認識してございます。

○四阿副会長 私もその点先ほど事務局に質問しまして、半ば自動的にやらなければいかんと覚悟をしていたところなのですが、今のように要綱には明確に書いてありませんけれども、残りの期間も長いということで、改めて会長選出ということで、ここでどなたかご推薦をお願いしたいと思います。

○佐野委員 今のその話はわかったのですけれども、わかったというのは言われていることは理解したのですけれども、会長というのは総理するわけですよ。そうすると、今までのことも全部わかっていないと、次の残されたものがちゃんと担保できるのかどうか、その辺のところをどういうふう考えていらっしゃるのか。

○四阿副会長 そういう意味で、おっしゃるとおりだと思いますので、この検討委員の中から推薦をいただくということになります。

○三島委員 私、今のお話を伺っていると、会長が不在のときに副会長がというふうな形だったかもわかりませんが、改めてまだ半分ぐらいの検討期間が必要なわけですから、会長として副会長の四阿さんに、ぜひお願いしたいなと私は思います。

○四阿副会長 いかがでしょうか。ほかに、案のある方はいらっしゃいますでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○四阿会長 もしほかにないようでしたら、まことに力不足ではありますけれども、大江先生のようにうまく進行できないかもしれませんが、皆さんのご協力を得ながらここでの検討会の検討をより盛り上げていきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

次に、副会長は会長指名ということですが、それで、新しく委員になられた岡山さんは、小金井市の減量推進会議の副会長ということで、この清掃関連施設のことも含めてよく承知されていますし、いろいろ広く情報を持っておられますので、ぜひ岡山さんをお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

○岡山副会長 わかりました。

○四阿会長 一言申し上げておいたほうがいいのかもしれませんが、前回4回検討会議の終わった後に、大江先生のほうから体調が非常によろしくないので、後をお願いしたいという話がありました。やはり体第一ということで、私のほうとしても大江先生にもう少し頑張ってもらいたいと申し上げたのですけれども、こういう状態になっております。

それでは、この検討会議の次第に沿って進めてまいりたいと思います。

○三橋委員 ちょっとすみません。会長選出もありましたので、資料の件で、冒頭資料の件を質問したかったのですけれども、こちらが先かなと思ったのでしなかったのですけれども、1個だけ確認をさせてください。

それというのは、この中間報告なのですけれども、こちらの位置づけを僕がちゃんと理解をしてなくて申しわけなかったところがありまして、委員の皆さんなり会長とかの情報共有というか、そのあたりのご理解を、僕だけというのだったらすみません。ですので、言ってみれば確認ぐらいなのですけれども、この中間報告というのが今6月5日付で正式にパブリッシュされたというか、正式に市から報告されたと理解をしているのですけれども、その理解で正しいですかね。

○四阿会長 いかがでしょう。

○三橋委員 5日ですね。

○佐野委員 案がとれたということですね。我々はそれは……。

○三橋委員 案がとれたということを行っているのが、それで間違いないということですのでよろしいのですよね。

○小野ごみ対策課長 はい、6月5日にホームページにアップさせていただいていますので、(案)はとれています。今回の中間報告の経過を説明させていただきたいというのがあります。

まず私ども今回、2年間の予定で計画策定づくりという形で考えてございまして、2年間の債務負担行為を組んで、今、日建設計さんのほうにお願いをさせていただいているところでございます。2年間にまたがる事業でございますので、予算の関係の中で私たち日建設計さんをお願いするときに、年度末で1回報告をしてくださいという仕様になってございます。今までの検討会議でのご意見等を踏まえた上で、中間報告という形で今回はお示しをさせていただい

ているところでございますけれども、本当はホームページのほうにも説明を加えなければいけない部分があるかなと思ってございますので、そこは改めて見直しをさせていただきたいと思ってございますが、今ここで発表したものについて、最終的に決定事項ではございません。あくまでも中間の報告でございますので、今後の皆様方のご意見、また協議会での議論を踏まえて、この内容というのは多少変わってくるのかなと思ってございます。あくまでも予算上の2年間にまたがる事業ということで、その1年の区切りといたしまして中間報告をさせていただいたということでご理解いただければと思います。

皆様方のほうにお示しをする前にホームページにアップしてしまいましたが、こちらについては私どもも配慮が足りなかったと思ってございます。実は議会のほうに今回建設環境委員会で行政報告をさせていただきますが、市長として行政報告をしていいとオーケーをもらったのが5日でございましたので、そのようにホームページのアップをしているということで、今回皆様方のほうには初めてお示しをするもので、事前に説明をすればよかったのですが、そこは配慮が足りなくて申しわけありませんでした。そういう状況でございます。

○四阿会長 よろしいでしょうか。

○佐野委員 配慮の問題なのですかね。検討会議でこういうことはもう、これはこれで報告しますよというのは、検討会議はかかわらなくていいということですよ、配慮ということになればね。言っている意味はわかりますか。

○三橋委員 小野課長、ありがとうございます。背景ですとかやらなければいけないことというのですか、そういった意味で中間報告をこのタイミングに出さなければいけないというところはよく理解できましたので、また工程表を見てもみると3月の中に中間まとめというのが書いてあって、逆に言えば3月にまとまらず6月までずるずる行っていたというところ自体がどうかというところもあるのかなというのも思いました。

ただ、今、佐野さんからおっしゃられるのもある意味ごもっともなところが僕はあるなということを思っています、というのは、(案)をとるということであれば、この場で(案)をとるということを知らされておらず、まだ議論の途中で、具体的にこの場で検討できていないようなページもあったと理解していますので、その段階で市としてそういう事情があるので責任を持って出し



ますというような話はきちんとこの場で確認をしていただきたい。通常の審議会であれば、ある程度話が整理できてから出すのが一般的だと思いますし、中間報告といいつつ、パブコメかけるような直前のときに出して、最終的に一部だけちょっと変わって結論が出るとか、そういうケースが多いと思うのですけれども、今回の場合は特別な対応になるということを事前に言っていただいたほうが、おっしゃるとおりいいのかなと思ったりはしますので、そのあたりは会の取り進めを含めて、この後、会長と事務局のほうできちんとスケジュールなり、進め方について整理していただいて、話をしていただければと思った次第であります。

○佐野委員 議事録に（案）をとりますということが何も出ていないですね。そこを心配しているのですよ。議事録にないことを、幾ら検討会議で決定することではないのだといいつつも、その辺は手続上の問題ですけれども、きちんとやられたほうが、今後問題を起こさないのではないかな。

○四阿会長 市の内部のいろいろ議会を含めての問題といえますか、都合もあるとは思いますが、中間報告の発表ということに関しましては、当初いただいていますスケジュールの中にも明確には書いていないということもあるのですが、私も昨日か一昨日にホームページを見たら、あ、載っているな、聞いていないなと思った次第ですけれども、やはり一報メールでもいただいたほうがよかったかなと思います。

○佐野委員 会議を開かなくても、事前にそういうのを、こうやりますから了解してくださいというのを一報あってもよかったのかなと。

○小野ごみ対策課長 本当に申しわけありませんでした。

○四阿会長 よろしく願いいたします。

## 1. 報告事項

報告 1 第4回検討会議について

報告 2 第5回協議会の報告

報告 3 勉強会の報告

○四阿会長 そうしましたら報告事項に入るのですが、報告3つありますけれども、この進行方法について事務局のほうから。

○小野ごみ対策課長 報告1～3までを一括で説明をさせていただきます、質疑応答とさせていただきますと考えるとさせていただきます。

○四阿会長 前回と同じやり方で、よろしいでしょうか。

はい、お願いします。

○小野ごみ対策課長 それでは、まず、報告1でございます「第4回検討会議について」を説明させていただきます。資料の検5-1をご覧ください。

前回、平成29年4月18日に開催し、報告事項として第3回検討会議、第4回協議会、両協議会の委員と町会等の参加希望者にご参加をいただきました市外施設の見学会について報告をさせていただきました。

協議事項としては、第3回検討会議でのご意見等の整理、主要機器設備形式及び公害防止計画の検討について説明をさせていただきました。第4回検討会議で出されたご意見等については、資料検5-4で後ほど説明をさせていただきます。

報告1は以上でございます。

続きまして、報告2でございます。「第5回協議会の報告」でございます。資料の検5-2をご覧ください。

平成29年5月11日に中間処理場運営協議会、翌5月12日に二枚橋焼却場跡地周辺自治会等協議会を開催してございます。配付資料は、両協議会ともに同じものでございます。第4回協議会と第4回検討会議、両協議会の委員と町会等の参加希望者に参加をいただきました市外施設の見学会について報告をしてございます。

協議事項といたしましては、添付をいたしました協議会資料に沿って説明させていただきますので、お読み取りをいただければと思っております。

質疑につきましては、最終的には議事録をご確認いただきたいと思いますと考えてございますが、中間処理場運営協議会では、市の提案をお持ち帰りいただきました。そこでご検討いただくこととなっております。

一方、二枚橋のほうの協議会では、市内事業所の廃棄物の自主回収に対する市の取り組み状況の確認など多くの意見をいただいております。市といたし

ましては、2つの候補地での施設整備について両協議会を通じてご理解をいただけるよう引き続き対応させていただきます。

また、二枚橋のほうの協議会から検討会議の委員選出につきましては、協議事項に時間を要したため、選出には至ってございません。

次回、第6回協議会の開催につきましては、中間処理場運営協議会が6月27日の火曜日、二枚橋焼却場跡地周辺自治会等協議会が6月24日の土曜日の予定でございます。

報告2につきましては、以上でございます。

続きまして、報告の3でございます。勉強会の報告についてでございます。平成29年5月23日に、検討会議委員を初め、中間処理場運営協議会、二枚橋焼却場跡地周辺自治会等協議会の両協議会の委員と町会等の参加希望をいただいた皆様を対象に、主要機器設備形式と公害防止計画に関する勉強会を開催いたしました。ご参加いただきました皆様からのご質問等については、まとめてございますので、お読み取りをいただければと考えてございます。

なお、いただいたご指摘等を踏まえまして、基本計画に反映をしていきたいと考えてございますので、次回以降改めてお示しをさせていただく考えてございます。

報告事項の1～3につきましては、以上でございます。

○**四阿会長** ありがとうございます。報告事項1～3につきましてご質問等がございますでしょうか。

○**佐野委員** 検討会議の中で、議事録には出ているのですけれども、ここの要約のところに出ていないという項目は、あえて出さないという考え。というのは、前回のときに2か所でやるというように決めたのはどうなのですか、どういうところでどう決めたのですかということは、少し説明していただいたのですけれども、私としては理解ができていないということと、それから敷地面積が1万㎡というところで質問させていただいて、会長の、それは今後とも検討していかなければいけないという結論を結んでいるのですけれども、ここの中には一切出てこないのですけれども、それは何か理由があるのでしょうか。

○**三橋委員** 今の話について、これは協議事項の議題1のほうですかね。それとも、今のは報告に対するものですか。

○四阿会長 報告事項の1～3までですから、第4回検討会議の中の話です。

○三橋委員 これは報告1の中での話ということですね。ちょっと僕がついていけなくて申しわけないですけども。

○小野ごみ対策課長 報告1は、あくまでも検討会議ではどういうことをやりましたという御報告でございまして、協議事項のところでは第4回検討会議でのご意見等の整理になりますので、今佐野委員がおっしゃられた部分については議題1のほうになるのかなと思っているのですけれども。

○佐野委員 はい、わかりました。

○小野ごみ対策課長 あくまでも、第4回検討会議でご意見をいただいた部分ということですよ。第3回の検討会議ではない。第4回の検討会議でご意見等いただいたものにつきましては議題1のほうになるのかなと。

○四阿会長 はい、よろしいでしょうか。

○吉田委員 協議会のご意見の中で、不燃ごみの例えば2か所の民間処理施設から断られるというリスクはないのかという質問があつて、それについて今の段階で受け入れを断られることがないかという発言があるのですけれども、今回のこの協議会の資料で具体的な民間一般廃棄物処理施設のリストが上がってきたので確認したいのですけれども、私は民間に委託する際にこちらの場合、浅川清流環境組合があつて、日野であるとか国分寺であるとか、その中で考えておられるのかなと思っていたのです。

どうもこのリストを見ると、2つぐらい会社、お話ししているという話があつたと思うのですけれども、どうも日野とかそういうのが全然出てなくて、果たして本当に委託って大丈夫なのかなとちょっと不安に思っているのですけれども。ちなみにこの民間事業者の存在する市とお話し合いというのはされていたりするのですか。

○小野ごみ対策課長 まず、今回この民間の処理施設のほうに委託をするというものは、あくまでも不燃ごみでございまして、浅川清流環境組合のほうは基本的には可燃ごみの扱いになります。不燃ごみにつきましては今までと同様に民間処理施設に委託をするという現段階での考えです。その両施設が所在する市とは毎年事前協議を行ってございまして、ご理解をいただいているところでございます。

○吉田委員 結局、小金井市から出る一般廃棄物がほかの市に行くという、ほかの市なのか町なのかわかりませんが、行くという話ですよね。受け入れるほうからしてみると、結構センシティブなお話ではないですか。そこら辺で、例えば廃棄物処理法上で一般廃棄物処理計画の策定というのがありますよね。これを見てみると、定めるに当たっては関係を有するほかの市町村の一般廃棄物処理計画と調和を保つよう努めなければならないという規定もあるので、その結果について、例えば変更などすると、これを公表しなければいけないという規定があるので、民間の方とお話しするのもいいのですけれども、当該の市の方ともある程度話をしておかないと、結果としてうまくまとまらないのかなという私の不安なのですけれども。

あともう一つは、一般論ですけれども、市の域外から一般廃棄物が入ることについて、搬入される市なりの市民の方々の理解を得るといのはなかなか難しい話だと思いますし、極めてハードルが高いと思うのですけれども、そこら辺も不安に思っているのですが、いかがでしょうか。

○小野ごみ対策課長 まず、今回、民間の処理施設2か所という部分については、もう既に今までも受け入れをさせていただいているところでございまして、それぞれの自治体とは、毎年事前の協議をさせていただいているところでございますので、同じ内容のごみを持っていくのであるならば、基本的に今までどおり受け入れ可能だと考えてございます。ここに書いたのはそういうことということで、ご理解いただければと思います。その旨については、基本計画と毎年実施計画を定めてございますが、そこにも明記してございます。

○吉田委員 今回議論の中で、新たに不燃のごみであるとか粗大ごみというお話があるではないですか。そうなった場合は、そこら辺の手續というのはどうなのですか。もうご理解いただいているものということでもいいのですか。

○小野ごみ対策課長 搬出するごみの内容等については、今の段階での計画では、内容は変わってございません。形が変わるだけでして、これもまだ決定しているものではないのですけれども、今までは破碎をして細かくしていたものを民間処理施設のほうに持って行ってございましたが、今、私ども両協議会にお示しをさせていただいているのは、破碎をせずに袋のままトラックで持っていくという形で考えてございます。

○吉田委員 では、形が変わるというだけで、内容は変わらないということですか。

○小野ごみ対策課長 変わらないです。

○吉田委員 では、とりあえず市の方もそこら辺はちゃんと理解されているので、この議論の中で大丈夫だということでもよろしいわけですね。

○小野ごみ対策課長 毎年指摘いただいている事項については改善するようにしていますので、今の段階でお断りをいただくということはないのかなと思います。

○吉田委員 そうですか。わかりました。ありがとうございます。

○佐野委員 今回の同じ項目で、今のところの議論というところで、施設としては全国にはほかにもあるというような表現をされていますけれども、この文章は適切ですか。全国にあるというのはそれは当然でしょうと。だけど、受け入れ可能なところがありますかというような、そんな全国に持っていく必要はないわけですね。だからここは余計な文章ではないかと。

○小野ごみ対策課長 ここは私の発言なのですけれども、今2か所ということでは。

○佐野委員 2か所で大丈夫かという。

○小野ごみ対策課長 2か所であったとしても、それはあくまでも、言い方をちょっと考えなければいけないのですけれども、民間の施設、いわゆる会社組織の施設でございますので、もしかすると想定しなかったような事故とか、あとは会社自体の存在がどうなるかということが不明確な部分がありますので、私のこの発言の意図といたしましては、今後2か所以上、私どものごみを受け入れてくれる施設があれば、そこはぜひ協議をしてその所属する、所在する自治体とも協議をしていきたいという意味で発言をさせていただいたものなので、ちょっとニュアンス的に、表現がそこまで書いていないのでどうかということだと思っておりますけれども、意図としてはそういうことでございます。

○佐野委員 というのは、びんの回収を今度は市でやる。市でやる理由は、今民間でやっているのが不安定だからというような意見を僕はどこかで聞いたのです。この会議かどうかわかりません。そういうリスクがあるのだったら、それだから市でびんを回収しますよと言っているのだったら、ここでも同じよう

なことが。

○**小野ごみ対策課長** 今の佐野委員のご発言なのですけれども、「不安定」という発言は私どもからもしていませんし、委員からもされていないと思ってございます。今ほかの自治体でもどんだんびんも含めて、新たに施設を整備する自治体ではつくられているところが多いというところと、先ほどの同じ理由なのですけれども、今受け入れていただいている市内の会社さんは、あくまでも民間の施設でございますので、今後どのようなリスクが生じるかわからないという発言はさせていただいた記憶はございますが、不安定という言い方はしてございませんので、そこはもし今ご訂正いただくならご訂正いただく、もしくは会議録のときにご訂正いただければと思います。

○**佐野委員** リスクと不安定とは、言葉が違うということですか。

○**小野ごみ対策課長** 会社自体が不安定ということでは言っていないので。あくまでも、いろんなさまざまなリスクがあるということでは言っています。

○**四阿会長** この点に関しましては私も気になっている部分があるのですけれども、吉田委員の質問と同じなのですが、市の事業からしますと受け入れてくれる民間業者がないというのは1つの大きなリスクですね。その部分と、もう一つ、小金井市が出したものを、それが廃棄物はもちろんのこと資源化物であっても、それが他の市に行ったときに、他の市の市民がどういう反応を示すか。よく廃棄物の越境移動というような場合には、そういった問題が過去起きてきているわけで、2つあるのではないかと思うのです。

でも、その部分に関して前は余りこの検討会議では検討していないのではないかなと思いますので。ただ、今それをやっちゃいますと、この後が進行しませんので、それはまだこれからもきっと話す機会もあるかと思うので、ぜひ忘れないようにして、またここで議論ができればと思います。

○**佐野委員** わかりました。この関係で1つ、最後ですけれども、狛江に見学に行ったときに、狛江市がそれをつくった理由を述べられていた。それは、他自治体の民間施設へ持っていかうと思ったら、地域住民の反対運動があつて、それができなくなって、急遽市内につくることになったというお話を聞いていますので、吉田委員のおっしゃるように、そこは行政同士でうまく話を固めておいていただかないと、そういう報告のもとで我々は検討しないと危険かなと

思いましたので、しつこくお話を聞かせていただきました。

○四阿会長 はい。報告事項につきまして、ほかにございますでしょうか。

○三橋委員 市のほうから報告がありまして、大分ある意味核心の部分になってきているのかなというか、実際にそれぞれの地域の方に具体的なご提案をされて、内容に関してもかなり踏み込んだ形になっているのかなと思ったりしています。

まだそういった状況なので、市側のほうで話せるところないしはそういったところでいろいろあるとは思いますが、実際、貫井北町なりあるいは東町のほうで会長として部長がいらっしゃる中で、どういう感じなのかなとか、あるいはきょうも、東部の方、二枚橋の協議会の方は来られていないと思うのですが、そういう中で、我々のほうも逆に言うともう半分過ぎてしまっている、この状態がずっと続いて、そこがちょっとしっかりしないと議論ができないところも結構あるかなと思っています。そういうところであと半分という中で、我々としてどういうふうにしていかなければいけないかなというところもあると思うので、そのあたりもう少し全体スケジュールを踏まえながら考える必要があるかなと思うので、状況をもう少しお話しいただきたいなと思ったりしているのですが、いかがでしょうか。

○柿崎委員 二枚橋のほうにつきましては、会長という立場でもあるし、市の部長という立場もあるので、なかなかこの場で報告するというのは結構大変なのですが、先ほど課長から報告があったとおりで、前回のときについては、ごみの処理の話、容器リサイクル法や廃棄物処理法についてだとか、そういったところの話が主になっていて、現実的にはなかなか議題が進んでいかないというような状況も見えております。

一方で、委員の中でもいろいろなご意見はあるのかなとは思いますが、場所についてもいろいろな資料は出させていただいていますけれども、なかなかまだそこについてのご理解というところについては、今後継続して地道にやっていくような形になっているのかなと思っております。

○三橋委員 ありがとうございます。

○三島委員 市のほうからの考え方、中間処理場と二枚橋と2か所に分けてこういう計画で進めたいのだと。それぞれ1つは粗大ごみの処理、それからもう



一つはその他ということで、市とすればこういう比較をしていった場合に、できれば中間処理場のほうにはペットボトルだとか手選別等を行うものの処理を置きたいという考え方がありますということで、具体的なデータ、資料をもらって、私どもの町会の役員会は昨日だったので、市のほうの考え方はこういうことで提示されていますよということで説明はしています。いろいろな問題があるのだったら、また聞かせてくださいということで、投げかけているという段階です。

○三橋委員 ありがとうございます。

○四阿会長 よろしいでしょうか。二枚橋の協議会につきましては、検討会議のほうでも当初からずっと懸念をしているところで、こちらの検討会議のほうに代表を出していただいて、忌憚のない意見交換ができればなと思う次第です。

## 2. 協議事項

### 議題1 第4回検討会議でのご意見等の整理

○四阿会長 そうしましたら、次に協議事項に移りたいと思います。まず、議題1「第4回検討会議でのご意見等の整理」について、事務局から説明をお願いいたします。

○小野ごみ対策課長 それでは、議題1「第4回検討会議でのご意見等の整理」について、説明をさせていただきます。資料の検5-4をご覧ください。

前回での会議での主な議論のまとめになってございます。

まず、資料番号の表記方法の変更を説明させていただいた際に、これまでの資料を一覧化してほしい旨のご意見をいただきました。本日、参考資料として配付資料のリストをまとめてございますのでご確認ください。

続きまして、主要機器設備形式、公害防止計画の検討について、記載のとおりご意見をいただきました。先ほどの勉強会でのご意見も含めまして基本計画に反映をしたいと考えてございますので、次回以降に改めてお示しをさせていただきます。

以上です。

○四阿会長 ありがとうございます。これにつきまして、何かご意見等ござい

ますでしょうか。

○三橋委員 資料どうもありがとうございました。これはとても助かります。見返すときに、こういう資料があるとすごく助かるのでありがとうございました。毎回というのは大変だと思うので、定期的に更新していただければ助かります。ありがとうございました。

○四阿会長 ほかにはございませんでしょうか。

○佐野委員 先ほど私が発言したことに対して答えていただければと思うのですけれども。

○四阿会長 すみません。もう一度お願いします。

○佐野委員 議事録には載っていることで、どうして2か所でやるのかという、市で決定したことの内容を簡単に説明されたのですけれども、どうも納得ができていないと。それはもう納得してくださいということなのか、それとも、もうこの検討会議ではそれは触らないという、それが1つと、もう一つは、施設の規模、1万㎡というのが本当に妥当な数字なのかということを質問したことについて、会長は今後検討していく項目だという回答をされているのですけれども、そういうことがここには書かれていないというのは、それは書いてなくてもいいということなのでしょうか。

○四阿会長 そういうことではないと思いますので、私の印象として、前回第4回のときには、その部分がある意味非常に重要な事項だったと思うのですが、どちらかという目がプラントのほうに移ってしまって、そちらのほうで時間を使ってしまったのではないかという気もいたします。改めて事務局からその部分につきまして補足いただけますでしょうか。

○小野ごみ対策課長 まず、今、佐野委員のご発言に関しまして、議事録の中のどこに出ているのかを確認させていただいているのですけれども、私どもの記憶の中では、今、佐野委員がおっしゃられた一部は第3回の検討会議のものかなと。今確認はさせていただいていますけれども見当たらないのですよね。ちょっとお時間をいただくか、ちょっと先に進めていただいて、また後ほど。

すみません。ありました。33ページですね。

○佐野委員 32ページの中段からですね。

○小野ごみ対策課長 議題にのっとっての発言ではないということですよね。多分最後に前会長のほうからまとめをされるときにご発言いただいたのかなと思ってございまして、議事のどこに当てはまるものでもないという形になるのかなと。前回の議事が、第3回検討会議でのご意見の整理と、主要機器設備形式の検討と公害防止計画の検討とございますので、前回の議事に当たっていないのですね。それで、前回の協議事項の中でのご意見等の整理という位置づけで今回出させていただいてございますので、もし必要であるならば、もちろん検討会議の中で決めていただければと思いますけれども、その他ということで載せることは可能かなと思ってございますが、前回の協議事項の中にはないです。

○佐野委員 そういう扱いのものだということですね。わかりました。

○小野ごみ対策課長 そこは検討会議のほうで整理をいただければと。

○四阿会長 この1万㎡のものが32ページにありますけれども、2か所はここに。

○岡山副会長 2か所、その上にありますね。33ページの上のほうに2か所でやるということかということになっていますけれども。2か所でやるということで検討していると。

○三橋委員 いいのではないですか。その他という項目を残しておいたほうがいいということであれば、その他という項目をつくって、大江前会長のほうからも今後のところで説明を受けたいと思いますというコメントがあるので、もちろんこの場で2か所がいいのか悪いのかという話、議論をそもそもするのかしないのかという議論はあると思いますけれども、そういう意見があったということに関して、載せてはいけないと否定するものではないということですよね。

○四阿会長 今日の協議事項の中で、議題2のほうですか、そちらのほうでももう一度。

○岡山副会長 運営方法だと違いますね。

○四阿会長 どこに入れていたのでしたっけ。資料が2か所でやるという。

○岡山副会長 この辺全部そうですね。例えばこういう施設が必要で、それから5-5ですね。

○四阿会長 きょうの議題、それこそ……。

○岡山副会長 議題ではないのですけれども、すみません、私は前回出ていないので口挟んで大変恐縮なのですけれども、先ほどちょっと事前に予習をしていて、この辺を読んでいたのですけれども、前はとても重要なことが書かれていて、検5-2のページで5-4というところに既設整備検討フローが載っていて、そのステップ1のところでは、2か所というのは決まっています、ただしそこにどの施設を置くかという組み合わせのパターンAとBが出されている。その2か所というのは、次のページ、5-5で中間処理場貫井北。それから次のページで、二枚橋焼却場跡地ということで示されている。という議論をされたのだというふうに私は理解をしています。

○四阿会長 それは5-2のあれですよ。

○岡山副会長 そうです、だからこちらですね。なので、この議論を議題、議事に残してということですね。

○四阿会長 そうですね。

○岡山副会長 そのときに、2か所ということと、それから1万㎡というものの妥当性ですよ、根拠。

○佐野委員 1万㎡のことになぜこだわるのかといいますと、市から提出されている資料2種類のところに、1つは今の施設の課題という整理の中で、例えば粗大ごみと燃やさないごみの処理施設が今の規模よりも大きくなならない、少なくなるだろうというような課題が書かれているわけですよ。破碎を外へ出した場合。けども、この施設の規模に対しては1,800㎡が2,700㎡に計画で上がっているのですよ。だからそういうふうに、書類ごとに言っていることがちょっとずれているのではないかと。だから1万㎡という数字も、どういう根拠で言っているのと。

○三橋委員 佐野さんおっしゃることはよくわかるので、ただ、これは議論の議事の整理の仕方だけだと思ってはいるのですけれども、議事の整理として、この議題をどこでどう扱うのか、どのように整理をするのかということだけだと思ふのです。

つまり、タイミングとして、通常であれば議論の進め方として処理量があって、処理方式があって、処理面積があって、というふうに順序を踏むと思いま

すので、順序を踏む中で今言った話というのがどこで出てくるのかというところの確認として、前回それは今後説明をいただきましょうという話で終わっているだけの話かなと思います。だから面積については、別途きちんと確認しましょう。もっと精査して、どこか別の場で確認しましょうと、それだけの話ですよね。もちろんそもそも諮問の位置づけとして、2か所の諮問、諮問から外れるような議論をするとかそういうことであればちょっと問題ですし、そこは議論の整理は必要ですけれども、今佐野さんの意図としては1万㎡というのが妥当なのかどうかというところの話であれば、それはまだまだ精査を我々していないので、それは、この後大江会長が言われたように今後整理しますという中で、ではどこで整理するかというだけの話で、そういうことでいいのではないかと僕は思いますけれども。

○四阿会長 確かに施設建設の立地の話のときに、どういう可能性、候補地があるのかというところで1万㎡以上必要だというような話があって、ところが具体的に二枚橋と貫井北町、そちらのほうを見てもっと小さい面積になってきている。どうもこの辺がもっと小さくてもいいのではないかとか、私もあれっというような、分散というのがそうですよね。

○岡山副会長 たびたび申しわけないです。先ほどの2つ、この横長のところの一番下のところ、要するに上側の……。

○四阿会長 5-7ですね。

○岡山副会長 5-7ページですね。不燃物を処理するに当たって、粗大ごみ、プラスチックごみ、リユース品展示、びん処理、ペットボトル、空き缶、古紙・布、それから災害廃棄物の一時保管場所というものがが必要です。これは現在も行っているもので、かつこれを安定的に維持しなくてはいけないといった場合に、ここをどのように作り直すかというか整備するかといった場合に、一番下のところに、これらの施設というのは今現在でも1か所に全てあるわけではないので、それを要はどこか1か所にまとめるということが不可能です。ですので……。

○三橋委員 今その議論を、繰り返しなのですけれども、議事を整理していただきたいのですけれども、今の話というのは検討会議の資料ではなくて、協議会の報告資料ですよね。その協議会の報告資料をこの場でまた、要は協議会の

ほうが先に進んで議論されているわけだから、先に進んでいる協議のものをこの場で取り上げて議論していいのだったら、僕もそれはしたいというか、していいのだったらそれはそれですけれども、いや、そうでないというのが今までのルールでやっていたので、それをではここでやるのではなくてもうちょっと後でやるから、後ではないのですかという話をしているのであって、そのところの整理がちゃんとできてないと議論が錯綜するので、あくまで佐野さんは、それについてここに意見として載せるか載せないかだけの話をしているだけなので、そういうのを載せるべきなのか載せないべきなのかといったときに、載せてもいいのではないかという委員の意見に対してどうかという整理をさせていただければと思います。それがもし市のほうとして、いや、それは載せるべきでないというような考えとか、あるいは会長なり委員の中でそういうのを載せるべきでないという意見があるなら、それを議論するべきであって、この中身の話をし出したら、また議論がどんどんどん違った話に行ってしまいますので。

○四阿会長 この部分は非常に重要なところなので、こちらのほうでご意見等の整理の中に……。

○小野ごみ対策課長 載せることは可能でございますが、その他……。

○佐野委員 その前に、5-4の検討会議でのご意見の整理というこのペーパーは何のためにあるのですか。

○小野ごみ対策課長 前回どういう検討をされたかというところで、ご質問いただいた部分について書面で、文字でお返しをしているということですね。

○佐野委員 そうすると、今私が提案したことは。

○小野ごみ対策課長 回答はいたしません。回答は、両協議会がありますので、今までの検討会議の流れも踏まえまして、両協議会でのご意見が整ったら、この検討会議のほうでも回答できると思いますけれども、現時点においてはご理解をいただいている状況ではございませんので、回答は両協議会のほうのご意見を大切にさせていただきます。

○佐野委員 では、今日の段階では、ここには出せない内容だということですね。

○小野ごみ対策課長 載せても大丈夫ですけれども、私どもからの回答として

は空欄になるということです。

○三橋委員 だからいいのですよ。今佐野さんの発言がそういった発言があったということ載せる、載せないというのは、それはあくまでこの中での話なので、それはそれでいいと。それを今この段階で議題として取り上げるかといったら、その2か所とか1万㎡が妥当なのかどうかということに関しては、またそれは別の機会にやりましょうと、そういう話ですよ。

○四阿会長 そうしましたら、時間の関係もありますので、重要な協議事項になっているこちらのほうを進めたいと思います。

## 議題2 施設整備運営方法（事業方式）の検討

○四阿会長 では、議題2につきまして事務局のほうからお願いいたします。

○小野ごみ対策課長 議題2でございます。施設整備運営方法（事業方式）の検討についてでございます。

資料は検5-5をご覧ください。検5-5につきましては、本日机上で差し替え分を1ページ入れてございますので、差し替え後の資料でご覧いただければと考えてございます。

これまでの従来型の公設公営、つまり市が施設の設計・建設、運営を行う発注方式を含め、民間活力を導入した事業方式等の整理を行い、各事業方式のメリット・デメリットを抽出することで清掃関連施設等の整備運営形態に係る方向性について検討をするものでございます。

6. 1. 1として事業方式の概要としてございます。清掃関連施設等を整備、運営するに当たりまして、一部の事業方式は、一般廃棄物処理施設の整備運営においては親和性が低いとされていることから、公設公営（従来型発注）方式、公設民営（公設+長期包括運営委託/DBO）方式、それと民設民営（PFI）方式について、一般的な契約形態等を図示しながら、その概要を説明するものでございます。

まず公設公営（従来型発注）方式についてでございます。一般的には、従来型発注方式と呼ばれるもので、市が施設の設計・建設、運営等を民間事業者等に個別委託することで事業を進める方式でございます。施設の所有権は市が保

有し、資金調達も市が行う事業方式で、民間事業者への個別委託料の支払い方法や施設の所有形態の違いによって、委託料支払型、利用料金型、施設貸与型、施設譲渡型などの方式がございます。

続きまして、公設民営についてでございます。D B O、これは Design Build Operate 方式と公設＋長期包括運営委託方式がございます。

D B O方式は、近年の一般廃棄物処理施設の整備運営事業において最も採用事例が多い事業方式で、施設の設計・建設、運営等を一括して民間事業者へ委託することで事業を進める方式でございます。

また、D B O方式と発注方式が若干異なる方式で、施設の設計・建設は一括で発注する従来型発注方式と同様ですが、施設の運営、これは運転ですとかメンテナンス等のみを長期包括で民間事業者へ運営委託する公設＋長期包括運営委託方式も考えられるものでございます。

公設民営方式は、1つ、公設公営方式と同様に、資金調達は市が行い、施設の所有権も市が保有いたします。

D B O方式は、公設公営方式とは異なり、整備は建設事業者へ委託し、運営は本事業のために組成される特別目的会社（S P C：Special Purpose Company）へ委託することから、発注段階において運営まで含めた契約条件を整備することで、施設の設計・建設、運営等に関する責任を民間事業者へ移転することが可能となるものでございます。

一方、公設＋長期包括運営委託方式は、市が設計・建設を一括発注するまでは、公設公営方式やD B O方式と同様ですが、建設期間中に運營業務を民間事業者へ長期包括運営委託する契約を別途締結することで、施設の運営等に関する責任を民間事業者へ移転することが可能となるものでございます。

最後に、民設民営、これは（P F I：Private Finance Initiative）方式についてでございます。民設民営方式は、施設の設計・建設、運営等を民間の資金、ノウハウを活用して事業を進める方式でございます。D B O方式と同様に、発注段階において運営まで含めた契約条件を整備することで、施設の設計・建設、運営等に関する責任を民間事業者へ移転することが可能となるものでございます。

なお、D B O方式と異なる点といたしましては、P F Iでは施設整備に要す



る資金の一部を民間が調達することになります。また、施設の所有形態等の違いによって、BTO方式、BOT方式、BOO方式などが挙げられますが、それぞれの違いにつきましては5-2ページの一番下の囲み部分をお読み取りいただければと考えてございます。

続きまして、5-4ページをご確認ください。これまで説明をさせていただきました各事業方式について一覧表に整理してございますのでご確認ください。

続いて、5-5ページをご確認ください。事業方式ごとの主な特徴をまとめてございます。ただし、公設民営方式につきましては、最近の一般廃棄物処理施設で採用例の多いDBO方式を代表的に取り上げております。また、民設民営方式については、最近の一般廃棄物処理施設の採用事例において、BOT方式及びBOO方式はほとんど採用されていないことから、BTO方式のみ取り上げているところでございます。内容につきましては、お読み取りください。

続いて、5-6ページをご確認ください。現状の発注方式の整理と今後の方向性についてでございます。「廃棄物処理施設建設工事等の入札・契約の手引き」というものを環境省が示してございまして、その中で入札・契約の新しい方法の基本的考え方を中心に提示してございます。

以下は、発注の相手方の選定の方法と発注の範囲（競争に付す範囲）について改善策を示しているものでございます。その構造と取り組みの全体像につきましては、ページの中ほどにお示しをしておりますのでございます。

手引きの中では改善ステップⅠを最低限の水準とし、Ⅱを標準的に取り組むべき水準、Ⅲを目標とすべき水準、Ⅳをさらに望ましい水準としてございまして、内容につきましてはお読み取りをいただければと考えてございます。

5-8ページをご確認ください。この手引きでは、価格競争のみによっていたこれまでの入札方式に変えて、価格のほかに価格以外の条件や要素、これは施設の品質や施工方法等を評価の対象に加えて、総合的に評価し、最もすぐれた案を提示した者を落札者とする方式（総合評価落札方式）を採用することは、技術・価格の両面で業者間の競争を促進させることができるとしてございます。総合評価落札方式の効果は、価格以外の多様な要素が考慮された競争が行われることで、技術力競争によって廃棄物処理施設建設・運営を行う民間企業のモチベーションの向上が図られ、技術と経営にすぐれた健全な企業が競争上優位

になりまして、適切な競争環境が整備されると考えられるものでございます。

竣工後の長期包括的運営事業を一括して価格競争を求める発注・選定方式（P F I 事業を含めた長期包括的運営事業）は、運営を含めたトータルの事業での競争を促し、長期間にわたる運営をも含めた契約により、ライフサイクルコストの低減を図ることが可能となるものでございます。特に民間の資金活力を取り入れるP F I方式は、建設と運営のトータルコストと技術や事業内容の工夫で競争を促すものであり、建設工事と運営事業をあわせて発注する方法として適しているとされてございます。

続きまして、5－9ページをご確認ください。発注方式に係る法的整理についてでございます。全ての事業方式において、新施設を設計及び建設し、完成した施設の運転管理者等と施設の維持管理等を実施することが民間の業務範囲となりますが、これらの業務を実施する目的である、ごみの処理に関する最終的な責任につきましては、あくまでも市の責務でございますので、民間に負わせることはできないものでございます。これは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、以後「廃棄物処理法」とさせていただきますが、廃棄物処理法においては囲みに示すように、一般廃棄物の処理について市に統括的な責任が定められているためでございます。

市はその責任を果たすための手段として、ごみの収集、運搬及び処分をみずから実施するほかに、市以外の民間等に委託して実施させることができるものでございます。つまり、新設整備等事業は市の責任においてごみ処理を行うための施設の整備等事業を民間に委託して実施させるものとなります。このため、公共と民間のいずれの責めにも帰すことができない不可抗力、その他の事由により生じる事業リスクにつきましては、公共が全て負担することとなるものでございます。

続きまして、長期包括運営委託に係る法規等の整理でございます。公設公営（従来型発注）方式以外の事業方式においては、事業期間が長期複数年にわたることから、公共と民間との間においては長期継続契約を締結する必要がございます。市も含めた地方自治体においては、通常単年度契約となりますが、地方自治体第234条の3及び地方自治法施行令第167条の17に基づき、条例に定めることにより、長期継続契約を締結することができるものでござい

す。

続いて、5-11ページをご確認ください。公共及び民間の責任・リスク分担についてでございます。リスク分担の基本的な考え方といたしましては、事業を行う上では法制度の変更や設計変更等による建設コストの超過、施設の利用需要などの前提条件の見込み違いなど、さまざまなリスクが存在いたします。従来型の公共事業の多くの場合は、それらのリスクを公共が負担して事業を進めています。

PFI手法等では、「リスクを最もよく管理できるものがそのリスクを負担する」という考え方にに基づきまして、事業に伴うさまざまなリスクを洗い出し、官民のリスク管理能力に応じて最適なリスク分担を決定することが基本とされているものでございます。

従来型公共事業においては、公共が負担していたリスクを民間に移転する際には、民間がリスク管理対策としてかける保険や人の配置などにより、コストが発生いたします。したがって、公共のリスク管理コストよりも民間の管理コストのほうが低いもののみを移転することが原則的な考えとなるものでございます。

リスクの洗い出しと分担の基本的考え方についてでございます。新たな清掃関連施設の整備運営を行うに当たりましては、設計・建設、運営等の各段階に応じて想定されるリスク項目とその内容を洗い出し、官民のリスク分担について検討する必要があります。本事業の場合、一般的な施設整備事業や維持管理運営事業等で想定されるリスクに加えて、廃棄物処理施設特有のリスクが付加される可能性があります。想定されるリスクについては、資料をお読み取りください。

続いて、5-13ページをご覧ください。清掃関連施設（不燃・粗大ごみ、資源ごみ処理施設等）の民間導入事例についてでございます。本事業は、清掃関連施設として整備する事業でございますが、完全に整備内容が合致する事例は多くはありません。そのため、類似施設としては、焼却施設とは別に缶類、びん類、ペットボトルに加えて、もう一品目以上処理をしている施設を事例として取り上げることとしてございます。事例については表のとおりでございます。

類似施設において民間活用がなされている案件は、いずれも不燃・粗大ごみ処理と資源ごみのリサイクルの両方を行っている施設であることがわかります。その理由は、不燃・粗大ごみの処理も合わせた施設とすることで、事業規模が大きくなり、民間活用の効果が大きいと判断されたものと考えられます。ただし、全国的に不燃・粗大ごみ処理施設や資源ごみ処理施設は多く整備されていると考えられますが、民間活用の事例数は、ごみ焼却施設に比べるとかなり少ない状況でございます。

不燃・粗大ごみ処理施設や資源ごみ処理施設において、長期包括委託等を活用したDBOやPFIの事例が少ない理由は、不燃・粗大ごみ処理施設では、破碎処理に伴うボンベ等による火災・爆発事故も多く、また処理不適合物への対応も多く生じるため、事業者としては長期的に運営を担うにはリスクが大きいことが関係していると考えられます。また、資源ごみ処理施設だけでは事業費が小さく、民活の指標の1つであるVFM（バリュー・フォー・マネー）も大きくならないことも起因しているものと考えられます。そのため、ごみ焼却施設と不燃・粗大ごみ処理施設を一体とした施設とし、可燃残渣をごみ焼却施設で処理することで、不燃・粗大ごみのリスクを考慮しても、事業者としてもメリットのある事業としている事例が多いものと考えられます。

5-15ページをご確認ください。5-15ページから5-18ページにつきましては、今後さまざまな条件設定を行い、最終的に整理したものを改めてお示しをさせていただきますので、本日は参考程度にご確認いただければと考えてございます。

議題2の説明は以上でございます。

○**四阿会長** ありがとうございます。これは施設建設に当たっての資金調達、設計施工、それからその後の維持管理をどうするかというのは、廃棄物処理施設の非常に重要な話かと思えますけれども、専門的な話の中で難しいかと思えますけれども、忌憚のない意見をお願いいたしたいと思えます。

○**三橋委員** 簡単などころからなのですけれども、まず5-4ページのところです。公設公営、公設民間、民設民営という大きなくくりがある中で、どれも考え方としてありますと。

まず一番最初に公設公営か、公設民営か、民設民営か、どれがいいかという

話が議論のスタートかなと思ったりしています。公設公営で市が全部やって、それが一番効率よくできるのか、あるいは公設民営という形で一部委託をするのか、民設民営でファイナンスを含めて全部やってもらうのかというところかと思うのですが、まず気になったところから言うのですけれども、DBO方式と公設＋長期包括運営委託ですか、公設＋長期包括運営委託というのは僕はよく知らなかったのですが念のため確認なのですけれども、公設＋長期包括運営委託というのは、市が施設の設計・建設を一括で発注することなので、設計とかを市が行うという、市が業者に委託するのかもしれませんが、設計は市が責任を持つと、そういうことですかね。逆にDBO方式の場合は、設計も民間のほうにやってもらって、基本的に民間の知見を使うという理解、その違いということによろしいですか。

○日建設計（高津） 清掃工場とかごみ処理施設と呼ばれるものについては、従来は発注仕様書と言って、設計図で発注をしているわけではないです。なので、発注仕様書という文言で規定をして発注をするというのが通常なのです。なので、公設と言っているのは、発注仕様書で発注をして、それで入札をします。業者が決定すれば、設計を業者がやります。

○三橋委員 設計も業者がやるの。

○日建設計（高津） はい。業者がするのですけれども、その申請者自体は、今回の場合だと小金井市ということになります。建築で言いますと、建築確認申請ではなくて計画通知ということになります。なので、公設と言っているものについては、両方一緒の発注方式だと思っていただければいいと思います。

○三橋委員 DBO方式でやっているのは、市が申請して発注するという形になるわけですか。

○日建設計（高津） そうということです。

○三橋委員 そうすると、何が違うということになりますか。

○日建設計（高津） DBOと長期包括というのは何が違うかと言いますと、DBO方式というのは設計・建設、運営とを全部ひっくるめたパッケージで発注するのです。一方、公設＋長期包括運営委託というのは、まずは建設だけやりましょうということで、設計と建設だけの発注をします。建設をやっている最中に、今度運営の部分だけの仕様書をつくりまして、その仕様書で20年間

運転管理なりやってくださいよというような委託について、入札をして決定をするというような形式になります。なので、全部をパッケージ化するか設計・建設と運営とって2個に分けるかというのが違いになります。

○三橋委員 逆にDBO方式のほうが少ないというのは、一括でやるような、請け負うような業者さんがいないと、そういうことですか。

○石倉委員 設計をやりつつ、その委託の運営をするというのは多分現実的ではないわけではないのしょうけれども、難しいのしょうねという話なのですよね。

○四阿会長 公設公営というのは、昔あった直営でやっているというやり方なのです。お金は市が出して、運転も市の職員がやる。それは余りにも効率が悪いということもあって、民営化という流れがあって、運転だけ委託すると単年度契約の弊害が出てくる。それで公設+長期包括運営委託方式の考えが出現する。つまり、市がつくった施設を運転は入札で誰かにやってもらう。ところがDBOというのは、施設をつくった会社が運営もやっていく。何がいいかというと、施設をよくわかっている会社が運営をするということでもって、その民間会社が持っているノウハウが生かされるというメリットが一番大きい、そういう理解なのです。

○三橋委員 それでいいのです。説明が何かちょっと違うような気が。

○小野ごみ対策課長 確かに建設屋さんが運営までは難しいというところがあるので、ここに書いてあるとおりなのですけれども、SPC (Special Purpose Company) ということで特別目的会社をつくりますので、いろんな業種の方が集まって1つの団体をつくって、そこに発注するという形になります。

○三橋委員 だからDBO方式がとられる、そういうことですね。

○日建設計(高津) DBOの場合は、建設の部分についてはメーカーさんに発注します。それで設計と建設を両方やります。運営の部分はSPCと契約をします。SPCさんというのは、基本的には特別目的会社でございますので、SPCのほうからさらにメンテナンス会社さんのほうに発注するという形式をとっています。長期包括の場合は、SPCに発注するのではなくて、市のほうから10年とか20年の長期の運営部分もしくは運転部分を、そのメーカーさ

ん、メンテナンス会社さんのほうに直接出すという違いが出てきます。

○三橋委員 よくわかりました。

○佐野委員 今のお話、コンサルの側は焼却施設の場合の、多くは焼却施設の場合の話だと。私はこういう中間処理施設は、それほど大きな問題ではないなと思って話は聞いているのですけれども、私の質問は、こういう Design Build Operate という、こういう契約方針を変えると、PFIでやると民間で全部やりますね。そのときに環境省の補助金の条件が変わるとか、そういうことはあるのですか。民間が全部負担して、3分の1の補助金もなし、全部民間でやって、市から費用の回収をするということになるのですか。それとも公設でやるのと同じような補助金がもらえるのでしょうか。

○日建設計（高津） 基本的には、交付金の場合は、確認は必要なのですけれども、通常公設公営とあとはDBOと言っているものについては、交付金は出ます。問題なく、通常どおりになります。

問題はPFIなのですから、最初のころといいますか、PFIはもう20年ぐらい前からやっているのですけれども、そのころはBOOやBOTという方式、いわゆる施設を民間が持つという方式でも交付金が出るケースがございました。ところがその後、BTOであっても、要は施設をつくってトランスファー、所有権移転しますので、市のほうが所有するという形式でも交付金が出ないという状態になった場合もあります。その辺については、BTOについては今後、実際交付金が出るところに確認をしないとイケないという状況ではございますけれども。

○佐野委員 そうすると、そういう契約方針によって交付金が出るか出ないかというのは変わる可能性がありますよと。

○日建設計（高津） あります、はい。

○佐野委員 そうすると、建築費だとか運営費だとか、いろいろな面について市から交付金をもらえない分だけ市の負担はふえますよという、一言で言えばそうですね。

○日建設計（高津） そういうことです。

○佐野委員 それを考えないと、これはだめよというのを書いておいてください。

○日建設計（高津） わかりました。

○佐野委員 勝手に言って怒られるので。

○日建設計（高津） 交付金が出るかどうかについては、今後、国のほうに、東京都さんなのですけれども、確認をしまして、BTOでも出るのかといったところも確認はとりますので、その辺は確認がとれましたら記載を。

○佐野委員 事務局のほうで答えていただければありがたいのですけれども。

○四阿会長 これにつきましても、今回のこの資料につきましても、前回の勉強会と同じで、どちらかというところと一般論の話になって、この清掃関連施設をどうするかというところからちょっと離れているような気もするのですね。

○三橋委員 ただ、清掃関連施設だったらどうかというような観点で言ったときに、BOTとかBOOというのは民間が所有するという観点で、やはりなかなか難しいのかなという。

○四阿会長 私が重要だと思うのは、PFIというのはそもそも民間資金をどうやって活用するか、導入するかという話ですし、廃棄物処理施設を運営していくって1つの問題は、どうやったらきちんと維持管理ができるのか、運転ができるのかということで、昔は直営でなくてはだめだという議論があったとき、委託すればどうせ雑になってしまうからと。それに対して少し工夫をすれば、民間でもっとずっとノウハウがあるのができるのだというのが、この中にちりばめられているのですね。その辺のことを見て、どういう方式が今回のこれはいいのだろうというぐあいに検討を深めたほうがいいのかと私は思うのですが。余り一般論の話をしちゃうと、佐野委員おっしゃられたように、もともと大きな清掃工場とか、そういう話になってしまうかと思います。

○石倉委員 おっしゃるとおりだと思っていて、PFIのところを書いてあるように、IRIがどのぐらいとかレシオがどのぐらいとかと書いてあったりするのですけれども、その話は多分市全体の話とか財政の話という話になってくると思うので、何となくですけれども、どれがいいかと、多分メリ・デメがあって、軸もあって、コストですとか何とかですとか。多分ここで1つ僕が思ったのは、結局市としてまさにおっしゃるように委託したときにどうかかを含めて、どうやってかかわっていくか、どうやってちゃんと管理をしていくかというところが、多分つくる施設の、まだわからないですけれども、施設周辺



の住民の方とかを含めて、結局民間だから全然市はかかわれない、例えばSPCに対してもどうやって管理していくのですかみたいな話も多分出てくると思うので、そこはそうであればいいと思うのですけれども、多分その議論が大事なのかなど。例えば公設公営だからちゃんと市が管理してちゃんとやるのですでもいいし、公設民営でもこれこれこうやってやるのですでもいいし、多分その視点が一番大事なのだろうなという気はします。

○岡山副会長 ちょっと質問していいですか。現在は、例えば貫井北の中間処理場は、外側は市がつくって、中身を委託していますよね。それはだから、この中で言うと、上の公設公営の委託料支払型に該当するのですか。

○日建設計（高津） そうです、委託料支払型。

○岡山副会長 では、もう一つあるのですが、例えばなのですが、この手のびん、缶、ペットボトルの選別施設などに至っては、障害者施設に事業を委託することがありますね。このときに、今回は施設を新しくするというのがあるので、こういうことがいろいろやり用の様式が出てきているのだと思うのですけれども、仮にその委託部分を契約に出すというときには、それでもやはり障害者施設であれば公設公営に該当するのでしょうかね。

○日建設計（高津） そうです。

○岡山副会長 わかりました。

○佐野委員 けども請け負っている会社がそういう団体に仕事を出すということはありますよね。

○日建設計（高津） そうです。

○佐野委員 じゃあ、何でもあるのですよね。

○四阿会長 敷地を市が貸して、設備と人は民間がやるという形もあるわけですし、今そうになっているかと思えますけれども。

○佐野委員 今の石倉さんの話で、そこが大切なところだと思うのですけれども、ちょっと気になる文章が、5-13の下の何行かの文章がありますね。施設規模が大きくないと受ける側のメリットがないから、余り成り立ちませんよと言っていますよね。これは非常に問題だなと思っているのですよ。というのは、小金井市は12万の都市ですよね。そうすると、ほかに比べると、その事業規模が物すごく小さいわけです。そうすると、この文章からいくと、公設公

営しかありませんよというふうに読んでしまうのですけれども、それは読み過ぎですか。というのは、この文章を見ると、何かそういうふうに読めちゃうのですけれどもね、裏を読むと。人口規模50万だとか政令都市になるようなところは、こういう事業は民間委託はできますよと。それ以外はできませんよというような文章に読めちゃうのですけれども、そういう意味ではない。

○四阿会長 どうでしょうか。

○日建設計（高津） 5-13ページの表2ですけれども、御殿場市は、不燃・粗大が13.8tでございまして、びんが3.8tとか、全部で20.6tございまして、小金井市さんと比較してもさほど大きな違いはないのではないかと。

○佐野委員 表から見ればね。

○日建設計（高津） これだと民設民営を選択しているというものもあつたりしますけれども、通常、一般論としては、事業規模が大きいほうがVFMは出るという一般論にはなります。

○佐野委員 それがここに書く必要性がある文章、項目かということなのですよ。

○四阿会長 これはどちらかというところと一般論的なことをずっと書いてありますので、そういうぐあいに見ていただいたほうがよろしいのではないのでしょうか。

○佐野委員 私、最初から言っている原理主義者なので、こういう文章を非常に大切に。

○四阿会長 だから5-14ページのところも、VFMの説明がもうからないことはやらないようにもとれてしまうのですね。

○佐野委員 そうですね。

○四阿会長 実際のVFMの意味はそうではないと思うのですよ。

○佐野委員 ここで、「と考えられる」とか「と思う」という文章がいっぱいあるのですけれども、それはそういう業界とか業種の人に話をしているうちに、こういうのは受けませんよとってわかっている話ならいいのですけれども。

○小野ごみ対策課長 今回まだ全て出し切れていないのですけれども、なぜかというところ、まだ事業規模も決まってないですし、どこにどういう施設をどういう処理を行うかということも決まってないので、一般的のところまでしか出し

ていません。

今後5－15ページ以降のを見ていただければわかるのですが、これからいろいろな比較をしていって、Value For Money というものを出して、小金井市としてはどの道に進んでいくべきかというところは、これから検討をしていく部分になりますので、あくまでも現時点においては、先ほどお話しさせていただいたとおり一般論のところまで終わっている。中途半端なところで終わってしまっているの、そういうふうに見られてしまいますけれども。

○三橋委員 まさに僕もそういう理解で、要は今この段階で実際に場所とか事業規模とか決まってない中で、具体的にどうとかいう話ができるレベルではないなというのは、そうだと思います。

あとは、会長おっしゃるように、一般論ではなくて、それを廃棄物の話にしていきたいなど。だから、その前に一般論のところまでまだわかってないところが若干あったので、その確認をさせていただいた上で、その後で廃棄物の場合どうなのか、あるいは近隣市だったらどうなのかというところの話にどんどん入っていくのかなと、個人的には思っているところがありました。そういう中で公設公営、公設民営、民設民営、どのやり方もあるけれども、公設公営は効率化の面ではいろいろとあると思うのですが、一方で公設民営の中だとDBOで、民設民営だったらBTOで、それが、では何が違うのかといったときに、多分所有が公共かどうかではないかなと。それがまさに廃棄物の場合はしっかりと市のほうでリスクなり管理をしなければいけないところと合致するのかと思ったので、そういう確認を念のためにしたところが1つ。

あと、その上で先ほど言った一般論的な話を言うと、PFIというのは基本的には民間が自分の資金を使って設計とかしますので、当然のことながら、ある程度規模が大きくないと利益が出てこないというような話があるという一般論の話は当然ある中で、それでも民間のほうでやってもらったほうがいいのかというのは、何でなのかなと。要は先ほど言った20tぐらいでも出来るようなところがあるというのは、逆に言うと民間に任せたら何かメリットがPFIの場合あるのかどうかという、廃棄物の場合でもですね、というところがありますし、DBOと公設公営と比較したときに、小金井市の場合だったらどのような論点になるのかというような、具体的な論点というか、そういうところが

どういうところにあるのかというところを、先ほどざっと話は出たのですけれども、その中で特にこういうところを今気にしているとか、こういうところが論点になるとか。もちろんその中にはさっき言った補助金の話も1つだとは思いますが、そういったところで、もしあるのであれば確認をしておきたいなというところかと思います。

○四阿会長 きょうはもう時間がありませんので、5－15以降、これから具体化していくということですので、また次回あるいはそれ以降にこの話を続けたいと思います。

○佐野委員 しつこいようなのですけれども、事業規模が決まってないからという説明があったのですけれども、私は今の段階で概算の事業規模というのはもう決まっているので、そういう概算のもとでこういうものを出すのだろうと。一般論の話ではない。

○四阿会長 それについては、概算事業費の算出というのが議題3にありますので。

○佐野委員 ですから、その事業規模が決まってないという発言の内容がよく理解できないのですよ。市の規模があって廃棄物の処理をしなければいけない量が決まっていれば、事業規模はおのずから決まっているでしょうと私は言いたいのですけれどもね。

○小野ごみ対策課長 私の言い方がちょっと間違っていたかもしれませんが、今の時点で私どもがそれぞれの協議会にお示ししている、ここの地域でこういうことをやりたいよというご提案をさせていただいているものが、まだご理解をいただいているものではございませんので、そういった形でまだ事業規模が決まってないという発言です。実際にトン数とかは大体もう変わるものではございませんから、処理トン数とかは決まっていますけれども、それを今協議会のほうで候補地としてまずご理解いただくというところに注力している段階の中で、ここの検討会議で、事業規模とかも全部示した上でご検討いただくところを配慮させていただいたというところで、ご理解いただければと思います。

○四阿会長 いきなり狭い範囲を提案するのではなくて、広いところを説明したからだという理解ではないのかなと思います。

### 議題3 概算事業費の算出の検討

### 議題4 施設整備のスケジュールの検討

○四阿会長 そうしましたら、時間も大分押しておりますので、議題3のほうに移りたいと思います。

○小野ごみ対策課長 それでは、本日机上にお示しをさせていただきました議題3「概算事業費の算出の検討」、議題4「施設整備のスケジュールの検討」の両方あわせて説明をさせていただければと思っております。

まず議題3の「概算事業費の算出の検討」でございますが、資料5-6をご覧ください。清掃関連施設の処理システム、設備構成、維持管理運営を行う上で必要な人員、用役、ここで言う用役とは光熱水費等でございます。点検整備、概算建設費・概算管理運営費等についてヒアリング調査を実施し、清掃関連施設の整備・維持管理運営事業の事業費を整理したものでございます。

事業期間につきましては、これまでの廃棄物処理施設の一般的な事業期間を考慮し、仮に20年間と設定をさせていただいております。

ヒアリング先からの回答は以下のとおりでございますので、お読み取りください。

ヒアリングに際しての条件といたしましては、これまでの検討会議でお示ししております将来のごみの推計量から算出される1日当たりのごみ量としております。

今後2つの協議会との協議状況に応じて、さらに精査されるものとして、現時点の参考値としてお読み取りください。

また、新施設整備の施設整備費について、循環型社会形成推進交付金という制度の中で、交付金対象事業費の最大1/3に対して国庫補助金の交付を受けることができるものでございます。公的財政負担の縮減及び平準化を図るため、起債、地方債ですね、を含め公的資金の活用を検討するとしております。

続きまして、資料5-7をご覧ください。施設整備運営方法（事業方式）の検討結果を踏まえ、仮に両協議会に示している配置案をスケジュール化した案が下記のとおりでございます。

本来は具体的に、例えば30年度、31年度などと表記するものと考えてご

ざいますが、現時点での両協議会との協議状況を踏まえた資料であるのご理解をいただければと思っております。

なお、両協議会にお示ししている配置案につきましてはイメージ図のとおりでございます。

議題3と4の説明は以上でございます。

○**四阿会長** はい、ありがとうございます。議題3、4、あわせてご質問等ございますでしょうか。配置案はあくまで候補1、候補2、この2つが並立するということですね。

○**事務局（富田）** 2か所に配置をするということの案です。

○**四阿会長** はい、ありがとうございます。石倉さん。

○**石倉委員** 同じです。前提がわからなかったもので、そういうことですよという話です。

○**三島委員** 候補地1、2の一番下のところに⑧というのがありますよね。災害廃棄物一時保管場所。これはこの2つだけにしているわけではないのでしょうか。

○**小野ごみ対策課長** こちらにつきましては、現時点において小金井市地域防災計画という計画があつて、そこは中間処理場とリサイクル事業所が当たっているわけですが、あくまでも私どもごみ対策課として、今ごみ対策課が所管しているところの中で災害瓦れきの一時置場という形をお示しできるのはこの2つの候補地ですが、当然のことながらこれでは全然足りませんので、今後我々が予定してございます災害廃棄物処理基本計画を近い年度の中でつくっていかなければいけないのですが、その中でさらに増やしたところを一時置場という形でお示しをしていく予定でございます。

○**四阿会長** よろしいでしょうか。

○**三島委員** これが一番問題になったのですよ。2か所に集中して、いつまでもそれが残っていったらどうするの。稼動できないでしょうという問題があつた。

○**岡山副会長** 1つだけ。2年前の常総市の水害がありましたね。小金井市は水害はほとんど危険性がありませんから、そこはいいのですけれども、震災廃棄物等々は何かあつたときやはり出ます。それが、おっしゃるとおり本当に足

りないのです。それを事前に決めていないことで大混乱が起こります。それによって本当にご懸念されているように、異様に積み上がってしまった挙げ句にそこが稼働できないということもよくあって。ですから先ほど言った災害廃棄物処理基本計画は、今東京都のほうからも国からも整備しなさいということで来ています。

ただし、本当は地域防災計画の中で、仮置場は選定しておかなくてはならないのです。しかし市有地や市が持っているところでしか設定しにくいものだから、なかなか決められないというのが現状ではあります。本当は民間の土地でも、そこを使ってもいいよという合意が得られれば一番いいのですけれども。

○四阿会長 余り考えたくないけれども、実際に起これば本当に緊急避難状態になりますよね。

○佐野委員 今のに関連してですけれども、詳しく話をする時間があるのかわかりませんが、災害廃棄物の定義、それ以外にこのところでは家庭の一般廃棄物の処理を災害時にどう処理をするかというのと、災害によって発生した建物だとか家具だとか、いろいろなものが出てくる。そのボリューム的イメージが湧かないし、それから、それをどういうふうに処分するのか。破碎処理をしてどこかへ運ぶのでしょうかけれども、そういうことがわからないので、ただここに置きましょうと言っても、置くだけの場所なのか、ここで破碎処理を…。

○岡山副会長 お答えします。仮置場だと思っていただいてもいいと思います。それで、東日本大震災のときなどでも、まず一旦仮置場、それからそれをもう一回、第一集積、第二集積といったところで広いヤードができた場合に、100㎡ぐらい必要なのですが、そこに焼却工場や選別、ふるい、全て置いてそこで処理をしました。

ですので、ここは最低限に必要な集積場というふうに理解されていいと思います。それ以上のことは、災害廃棄物予定地は本当全てです。ただし、事業所の中の事業所内で、例えば壊れた機械であるとかそういうものは、事業所が自分でやってくださいということで。

○佐野委員 それは産業廃棄物という。

○岡山副会長 災害廃棄物というのは、基本的には災害瓦れきまで含めて事業

活動に伴って出たごみではないので、産業廃棄物ではない。すなわち一般廃棄物として処理されることになっています。

○小野ごみ対策課長 ちなみに、私どもが国の説明で聞いたときは、便乗ごみと言って、そのとき震災に伴ってどさくさに紛れているんなものを出すものも全部一括して市が責任を負わなければいけないという形になっていますので。

○佐野委員 災害が起きたときの廃棄物の処理は、普通のととは違いますよということですね。

○小野ごみ対策課長 はい。

○佐野委員 対象物がね。

○小野ごみ対策課長 混乱を生じないようにするために、事前に計画を定めて、いろいろなところに一時置場とか、先生がおっしゃられたような集積所とかを設けて、そこをきちんと管理していかないと大変なことになりますよというふうには、国から説明はされております。

○三橋委員 大事なのは、そういった一般的な話もあると思うのですが、それを踏まえて小金井市としてどういった計画を持つのかということ。それがやはり一番、候補地の方からは心配なところだと思うので、では、そこが、いつ、どういうふうな形で出て、この協議会のスケジュールとどういうふうに並行して議論が進んでいるのかということ、ある程度お話しできる場所があるのかどうかということかなと思います。今、それをここの場でやるような話なのかどうかということを含めて、後でまたそれは整理をしていただければと思いますけれども。

○石倉委員 どこに施設ができようが何だろうが、それは周りの住民の方が思うことなので、ということですよ。

○小野ごみ対策課長 ちなみに現時点においてなのですがけれども、災害廃棄物の基本計画を早目、早目につくっていきと、国の交付金のほうの充当率といえますか、充当率が変わるわけではないのですが、優先して充ててもらえるという話も聞いてございますので、災害廃棄物基本計画については現時点においてですがけれども、平成30年度に策定していきたいと考えてございます。

○三橋委員 30年ですか。

○小野ごみ対策課長 来年度に策定。



○佐野委員 それはごみ対策課の業務だということですね。

○小野ごみ対策課長 ごみ対策課の業務です。

○三橋委員 それは防災のほうではなくて、あくまでもごみ対策課のほうでの業務。

○佐野委員 ほかの質問してもいいですか。6-1で、2つ目の括弧のところに運搬費というのがここに書かれているのですけれども、この運搬費は小金井市の中間処理場、ストックヤードから、どういう運搬費なのですか。上には運搬費が入ってなくて、こちらには運搬費が入っているのですけれども、これは特殊な運搬費なのですか。

○事務局（富田） 不燃・粗大処理施設の表のことですよ。

○佐野委員 そうです。

○事務局（富田） ページ番号が6-1の。

○佐野委員 そうです。

○事務局（富田） 運搬費が、上の表では右から2列目に入っていて、こちらの上の表は市内で今現状やっているような処理方式と同じで、市内の中間処理施設で破碎と選別処理までを行った場合の試算になっています。左からいきますと、施設整備費が今と同じような、破碎機を含むような施設を設けた場合の設備費と、その次の運転・維持管理費というのが、今と同じように破碎機の運転も含めた維持管理をする場合の維持管理費。その後破碎した後の運搬費0.1億円が28年度実績で、現状のごみ量ではあったということがあります。その右側の処理費というのが、現状搬入している民間の処理施設での処理費用として0.94億円だったということになります。

今おっしゃられた、その下の真ん中のところなのですから、左側の施設整備費は、破碎機を持たない、建屋と積替えの設備についての部分が6.77億円と仮に試算しています。

処理委託費というのが前処理を含むというのが、従前からお話ししておりますように、民間処理施設のほうで禁忌品となるようなもの、長尺物ですね、丈が長いようなものですか、そういったものについて、可能な限り前処理をした部分を含めた処理委託費が1.72億円ということで、ごみの量が仮に現状と余り変わらなかったとしても、その前処理費などを含むと、現状の処理費よ

りもちょっと上がるという記載がされています。

それと右側にある運搬費なのですけれども、積替えのみで破碎をしない状況で運搬をするので、かさがふえます。という意味で、運搬費をちょっと多目に見込んだ数字が0.25～0.30億円となっています。

何をもとにこのかさが多くなるというのを見込んだかといいますと、その下の※印のところに平成28年度中間処理場の設備修繕を行いました際に、一時破碎機をとめた時期がございました。そのときの未破碎搬出の実績が、通常破碎をしてから搬出していた場合と容積を比べた場合に、約2.5倍～3倍ぐらいかさが増して運搬費用がかかりましたので、それをもとに算出した数字となっています。

○佐野委員 運搬費というのは、この上と下で扱いは、表現の違いはどこで運搬が起きるかというようなことですかね。どういうものに対して。

○事務局（富田） かさです。かさの違いです。市内の中間処理施設から現状委託している民間処理施設までの運搬ということは同じなのですけれども、かさが変わるということです。

○佐野委員 7-1ページをもう一回説明していただきたいのですけれども、資源物の処理施設が計画的には5年目から設計・施工に入っていますよね。このところには、ペットだとか缶の施設を含むわけですよね。そうすると、市庁舎を建てるときに、この施設を動かさなければいけないわけですよね。動かしたほうが好ましいわけですよね。

○小野ごみ対策課長 あくまでも清掃関連施設というところで今計画を立てていますので、庁舎建設のほうの計画というのはまた別の部署のほうで行ってございますので、そこの連携というのを図っていかなければいけないと思いますが、あくまでもこれは私どもごみ対策課だけで考えたスケジュールと見ていただければと思います。庁舎の関係とは一切切り離して考えていただければと思っています。

○四阿会長 すり合わせは別途やるということですよね。順序としてはそうなるかと思いますが。

○佐野委員 僕はその説明を聞いて、市民として、行政はそれでいいのでしょうかけれども、市民としてはそれでいいのかなと。

○小野ごみ対策課長　なので、これからすり合わせをしていくということです。

○三島委員　先ほど説明があったように、いつまでにどうするというよりも、1年目、2年目でここまで持っていきたいのだよという事業全体の流れを示しているだけでしょう。

○佐野委員　手をつける時期ではないのですか。

○三島委員　そうじゃないのでしょうか。

○小野ごみ対策課長　大体1年目ではこういうことをやっていきますよ、2年目ではこういうことをやっていきますよということが書いてありますので、先ほど説明させていただいたとおり、年度に当てはめて考えるものではないとご理解いただければ。

○佐野委員　年度というか、1年目、2年目という、これから始まる1年目、2年目でしょう。

○小野ごみ対策課長　それを、すみませんが、ここは清掃関連施設の検討会議でございますので、清掃関連施設のところでまずご検討いただきまして、庁舎との関係については……。

○佐野委員　私が質問している意味は、不燃と粗大ごみを最初にやって、資源のほうを後でやる理由は何ですかという意味です。今、市が置かれている全体の関係でいけば。

○小野ごみ対策課長　それは、現時点では、両協議会のほうのご理解を得られていないので、あくまでも現時点での検討の内容ですので、両協議会でのご理解によっては、ここももちろん動きますね。

○三橋委員　だから、僕もこのところが非常に質問がしにくいなと思いました。実際の具体的な場所のイメージをすると、こういったところの数字が出てくるのかなと思ったりもしましたけれども、ここは質問しにくいなののが正直なところで、ある意味この部分だけ切り出してこういうふうに書かれると、実際に佐野さんのような質問が出てくるのは当然というふうにも思いますし、それに対してこのやりとりというのは若干生産的でないなと思ったりはします。

○小野ごみ対策課長　砕いた言い方をさせていただきますと、下に書いてあります配置案の組み合わせが、今、私どもが両協議会にお示しをさせていただいている候補地に当てはめるということで、さらに破碎施設を持たないという形

になった場合、上のスケジュールのイメージになりますよということで、参考としてお示しをしているものでございますので、そのようにご理解いただければ。

○三橋委員 案の1になったときということですね。

○小野ごみ対策課長 案の1でそれぞれの候補地に当てはめた場合ということですね。

○四阿会長 1つのイメージということだと思います。

そうしましたら、申しわけありませんけれども、時間が過ぎてしまいました。これで議題4まで終えたということにしまして……。

○三橋委員 これはまた次回もできるのですかね。

○四阿会長 時間があれば。

○三橋委員 いつも何か中途半端で終わりになっていくので。

#### 4. その他

○四阿会長 そうしましたら、その他のところで、事務局のほうから。

○小野ごみ対策課長 2点、事務局よりご連絡をさせていただきます。

1点目は、第3回検討会議会議録の案についてでございますが、既に事前配付をさせていただいてございまして、修正のご連絡をいただいている委員もおられます。修正があるという委員がいらっしゃれば、事務局にお申し出をいただければと思っております。

2点目は、次回の検討会議の開催日程についてでございます。中間処理場の協議会が6月27日、二枚橋のほうの協議会が6月24日に開催予定でございますので、事務局といたしましては、7月10日の月曜日もしくは7月11日の火曜日、7月12日の水曜日、ちょっと飛びまして7月18日の月曜日のいずれかで調整をいただければと思っております。

なお、時間帯につきましては、本日と同じく午後6時からおおむね8時までといたしまして、会場につきましてはそれぞれ異なっておりますので、日程が決まりましたらご案内をいたします。

以上2点について、ご確認をお願いいたします。

(日程調整)

○小野ごみ対策課長 7月10日の月曜日、場所は801会議室、本日と同じ  
でございます。時間は午後6時からおおむね8時までとさせていただきますこと  
でよろしいということですね。

○四阿会長 よろしいでしょうか。すみません、私の進行が不慣れなもので、  
遅くなってしまいましたけれども。

○石倉委員 前回もお願いをしたのですが、これをブラッシュアップし  
てほしいです。スケジュールのブラッシュアップ、ぜひ。今後結局ここがずれ  
るのかずれないのかとか、エンドは一緒に中を詰めるのかとか、この辺を見な  
がらやりたいなと思うので、事務局の方お忙しいと思いますけれども、お願い  
します。

○四阿会長 それでは、これで第5回検討会議を終了したいと思います。大変  
お疲れさまでございました。

閉会